



## 基本的考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む事が重要です。学校全体で、保護者・地域とも連携しながら、「いじめを生まない笑顔あふれる学校づくり」を目指していじめ防止等の対策に取り組んでいきます。

### いじめとは

生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### こんなことをするといじめになります

- 暴力 ⇒ 「おす」「つねる」「たたく」「なぐる」「ける」など
  - ことば ⇒ 「からかう」「いやなあだ名で呼ぶ」「かげ口を言う」など
  - 無視 ⇒ 「無視する」「仲間はずれにする」など
  - 物やお金 ⇒ 「物をかくす・とる・こわす」「落書き」「金品を要求」など
- ※上記のことは、SNS上で行ってもいじめです。また、個人情報が無断で載せたり、誹謗中傷したりすると、刑罰に抵触することがあります。
- ※けんかの場合もいじめになることがあります。また暴行、恐喝、強要等の刑罰に抵触することがあります。

### いじめの未然防止に向けて

- 豊かな心の育成  
お互いを尊重し合い、人間関係を結ぶ力を育む
- いじめに対する正しい理解  
他者を自分と同じように尊重する心や態度の育成
- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり  
集団の一員としての自覚、認め合える関係づくり
- 生徒や学級の状況の把握  
生徒と同じ目線で考え、変化への対応  
「スマホ・タブレットの約束三原則」の周知
- 校内研修の実施  
教職員のいじめの認知や対応能力の向上

### いじめの早期対応

- いじめへの組織的対応
  - ①正確な実態調査、連携協力による指導
  - ②生徒に深くかかわり、成長につながる指導
- いじめを受けている生徒及び保護者への支援  
生徒を守り、心配や不安を取り除くかかわり
- いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言  
いじめに対する毅然とした指導、保護者への助言
- 周囲の生徒への指導  
傍観者から仲裁者への転換を促す指導
- 教育委員会との連携  
迅速な報告、相談、関係機関への支援要請

### いじめの早期発見

- 教職員の対応能力の向上  
人権感覚、カウンセリングマインドの向上
- 日常的な実態把握  
日常的な観察、生活ノート、アンケート調査の実施
- 相談しやすい環境づくり  
いじめられている生徒や周囲の生徒が訴えやすい  
教職員の姿勢や体制づくり

### 重大事態への対応

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- 再発防止への取組を行う。



#### 【いじめ対応チーム】

○校長、教頭、生徒指導担当、学年代表、学年生徒指導担当、担任  
※必要に応じて、養護教諭、SC、SSWなど

